

早稲田大学校友会鹿児島県支部規則

(規則の根拠)

第1条 この規則は、早稲田大学校友会規則第3条に定める支部及び稻門会に関する規程（以下支部規程とする）に基づいて定めるものとする。

(名 称)

第2条 本支部は、早稲田大学校友会鹿児島県支部と称し、鹿児島県を代表する組織である。

(目 的)

第3条 本支部は、会員相互の親睦を図り、会員の公私にわたる向上発展に貢献とともに、早稲田大学の事業を援助し、以て大学の発展に寄与することを目的とする。

(所 在)

第4条 本支部の事務所を鹿児島市に置く。

(会 員)

第5条 本支部の会員は、早稲田大学校友にして、鹿児島県に在住又は勤務先を有する者とする。

(構 成)

第6条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 常任幹事 若干名
- (5) 幹事 50名以内
- (6) 監事 3名以内

(選 任)

第7条 役員は、次の方針により選任する。

- 1) 幹事及び監事は、会員の中から支部総会において選任する。
- 2) 支部長は、幹事の中から互選を以て選任する。
- 3) 副支部長及び幹事長は、支部長が幹事の中から幹事会の承認を得て任命する。
- 4) 常任幹事は、幹事の中から支部長が任命する。

(職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
- 2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長支障ある時はその任務を代行する。
- 3) 幹事長は、支部長を補佐し、支部の運営に関する業務を統括する。
- 4) 常任幹事は、支部の運営に関する業務を分担し、その責任を負う。
- 5) 幹事は、幹事会を構成し、総会の権限に属する以外の業務を決定し処理する。
- 6) 監事は、本支部の経理を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。また補充者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本支部に顧問若干名を置くことができる。顧問は本支部の功労者の内より幹事会の決議をもって委託する。

(代議員及び早稲田大学商議員)

第11条 早稲田大学校友会規程に定める代議員及び早稲田大学商議員は、本支部の幹事会において選任し、支部総会において報告する。

(稻門会)

第12条 鹿児島県内において活動する稻門会は、支部規程で定める事項を支部長に届けるものとする。

(総会)

第13条 定期総会は毎年7月～8月に開く。また臨時総会は必要の場合之を開く。

(幹事会)

第14条 幹事会は必要に応じ幹事長が之を召集し本支部の運営に関する業務を議決する。

(会計期間)

第15条 本支部の会計期間は毎年7月1日に始まり6月30日に終わる。

(会 費)

第16条 本支部の会費は会員から実費を基準（1口 1,000円）として隨時徴収する。

(連帶責任)

第17条 幹事は会計に関する事項につき互いに連帶してその責に任ずる。

(事務局)

- 第18条
1. 本支部の事務を処理するため事務局を置く。
 2. 事務局に事務局長1名を置く。
 3. 事務局長は幹事会の同意を得て幹事長が任命する。

(規則の変更)

第19条 本規則を変更するときは総会出席者の過半数の同意を必要とする。

(細 則)

第20条 本規則に記載のない細則は幹事会で定める。

平成6年7月30日改定